

**「ローン推進講座」**  
**テキストNo. 1に関するお詫びと訂正**

この度、「ローン推進講座」テキストNo. 1について、記載の誤りが判明し訂正いたします。学習にあたりご留意いただければ幸いです。受講者の皆様にはご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

---

※P20 「1. 金融サービス提供法のポイント」について、3行目より「金融商品取引法（2007年（平成19）年9月施行）を改正し…」とありますが、この部分については「金融商品販売法を改正し…」の誤りでした。これに伴い、20ページの本文を以下のように訂正いたします。

### **1. 金融サービス提供法のポイント**

2021（令和3）年11月1日より、金融サービス提供法が施行されました。これは、預金者や投資家の保護を目的としていた金融商品販売法を改正し、従来は銀行、保険、証券など個々の法律で規制されていた金融サービス業を新たに統括して「金融サービス仲介業」（同法11条）と命名して、利用者保護のための横断的な基準を定めたものです。

本改正により、従来は銀行、保険、証券など業態ごとに別々だった許可・登録制度を一本化し、業者は1回登録すれば多様な金融サービスを提供できるようになったため、他の金融部門への参入が容易になりました。

また、金融サービス仲介業者には、オンラインで金融仲介業に参入するIT企業なども含まれるので、彼らが新しい金融サービス分野に進出するたびに許可や登録を必要としたり、特定の金融機関の所属になるという必要もなくなり参入が容易になりました。まさにITの進展に伴う、時代に即した対応だといえるでしょう。ただ、法律の内容については金融商品販売法を準用しており、従来とほぼ変わらないものです。

なお、金融サービス提供法と同様、顧客の保護等を目的とした法律に金融商品取引法があり下記のようなルールがありますが、こちらは旧証券取引法が母体になっているため貸出などについての規定はありません。

以上